

第 18 回経営委員会議事概要

1. 日 時：平成 31 年 1 月 21 日（月） 9:00～12:10
2. 場 所：年金積立金管理運用独立行政法人 会議室
3. 出席委員等：・平野委員長 ・新井委員長代理 ・岩村委員 ・加藤委員 ・古賀委員
・小宮山委員 ・中村委員 ・根本委員 ・堀江委員
・高橋理事長
4. 議事概要

【議決事項】

「現行規程の点検プロジェクトの実行（４－１）」

規程の制定について、議決を行い、出席した 10 名の全委員の賛成により承認された。

委 員 資料では改正となっているが、制定権者の変更なので、実質的には制定という理解でよい。

執行部 そのとおりである。

委 員 運用リスク管理規程第 4 条に収益目標として想定運用期間で 1.7%プラス名目賃金上昇率の運用収益を確保するとあるが、確保できるかどうか分からないのに確保するとはどう理解すればよい。

執行部 中期目標において厚生労働省から当法人に対して、名目賃金上昇率プラス 1.7%の運用利回りを確保するという目標が課せられているので、この条文において収益目標として書いている。

委 員 目標は確保するように設定すると理解した。

【審議事項】

（１）「現行規程の点検プロジェクトの実行（４－２）」

質疑等の概要は以下のとおりである。

委 員 審議事項は 2 つあり、一つは投資委員会の性格に関すること、もう一つは役員の制裁に関すること、性格が違うことから順番に審議していきたい。

委 員 前回の経営委員会で、投資委員会の議決のあり方を中心に議論をすべきではないかと発言したが、本日示されたこの案で全体の合意が得られるのであれば、そのことにはこだわらない。

委 員 投資委員会の議決のあり方については、次回の経営委員会において、この線に沿って議決したいと思う。

委 員 訓告以下は指導監督上の措置であって、処分性がなく不服申し立ての対象にな

らないと理解している。資料には処分と書かれているが、事実上、そういう言い方をしているという理解でよい。また、職員についても影響する話なので、不服申し立てできるのか、できないのか、整理した上で判断したほうがよいのではない。

執行部 例えば国家公務員の例に倣って整理をするのであれば、懲戒処分ではない形で条文を書き分けて整理をするのだろうと思っている。そのあたりを含めて御議論いただきたい。

執行部 職員については、就業規則の中で戒告までは懲戒処分、懲戒する必要がないものとして訓告、嚴重注意、注意が位置づけられている。

現行の制裁規程では、理事を除く役員に対する制裁として、理事あるいは職員と同じように減給、戒告が規定されている。今回の規程見直しで、減給、戒告がなくなることが対外的にどのようにとられるかを心配しており、その点も含めて御議論いただきたい。

委員 見直し案では減給、戒告はなくなるが、それを入れようとすればまさに処分になる。訓告、嚴重注意、注意を監督上の措置として入れるのはもちろん反対ではない。これは法律上の振り分けの問題である。

委員 1つ目の審議事項で、理事長が投資委員会の議決があったにもかかわらず、それに従って職務をしないという不作為のケースがどうカバーされるのかという問題について、経営委員会規則の見直し案でも説明責任を負うと解釈できるのか。

執行部 投資委員会の手続によらないで職務を執行したときには理事長にその説明責任が生じるので、当然、不作為の場合にも生じるという考え方もあると思う。そこは議論の対象かと思う。

委員 執行部の発言の解釈で委員の皆様がよいのであれば、当然にして不作為の場合も説明責任を負うことが含まれるという整理をしたい。

理事長 2つ目の審議事項で、規程の整合性という観点から離れるが、GPIF は扱う金額も大きいので、運用委員会の時代から、当時の運用委員、今の経営委員は自主的に規律を保つなど、高いモラルを持って行動してきていると思っている。

それらを背景にして、経営委員なり理事長が相互にきちんと牽制してガバナンスをきかせるという意味で、あえて、何か問題があれば減給や戒告もあり得る現行規程のままとするという考え方もあるのではない。

委員 自主的な減給は会社法でもやっているの、ここに書かなくても、場合によっては経営委員会の中で独自に自主的にやるということは排除されないという理解でよいのではない。見直し案でも対応できると考える。

委員 自分たちのことを自分たちで決めてよいのかと感じる。どちらの意見も理解できるが、なぜあえて変えなければならないのか疑問である。

委員 国家公務員法では、戒告までが懲戒処分、訓告以下が監督上の措置となっているが、現行の制裁規程ではそれがまとめて記載されていて、それぞれの処分の法的性質もよくわからない。制裁規程は職員にも適用されるので、職員も非常に

不安定な立場に置かれている。そういうものも全部整理して普通のあり方に戻そうというのが趣旨である。

執行部 見直し案では、理事の制裁には減給と戒告があるが、理事長と経営委員会にはない。例えば理事の減給に当たるようなことが起きた場合は、理事長と経営委員長は解任になるのか、それとも訓告になるのか。

委員 基本的には事案によるのだと思うが、個人的には解任になるのではないと思う。

執行部 同じ事案であれば、理事に比べて理事長や経営委員長の方がより重い方に解釈されてしかるべきという考え方なのか。

委員 個人的にはそのように理解している。

委員 厳重注意を加えるということは理解できるが、実態を実質変えないのになぜルールを変えなければいけないのかが理解できない。今のルールが機能しないので変えるというならわかるが、なぜ変えなければならないのか、何がトリガーなのかわからない。

委員 それは規程の見直し全般に係る考え方だと思う。一旦規程を経営委員会発足時に決めたが、1年たって、その経験を踏まえてもう一度、全面的に見直して本来あるべき姿に近づけるために作業してきた。

現実には不都合があるかということとは別に、規程の体系として、より整理されたものを目指しているということだろうと思う。

委員 制裁規程については、委員に対して理事長の制裁という形になっていて、厚労省からも検討したほうが良いという御意見が出されて、そのあたりも含めて全体を整理していると理解している。

理事長 この案については、後から見たときにあえて理事長及び経営委員長、経営委員については減給、戒告の処分をなくしたというように理解されるおそれがある。経営委員なり理事長が経営委員会の場で、自主的に相互に高いモラルを持って運用してきたものをこの時点であえて外すとなると、誤ったメッセージを伝えるおそれがあるので、減給、戒告については従来のままでよいのではないか。

委員 これまでに出了れた2つの考え方を踏まえて、次回、議決をとりたい。

(2)「現行規程の点検プロジェクトの実行(5)」

質疑等の概要は以下のとおりである。

委員 持ち回り決議は会社法との並びで考えると、法律に定めがないとできないと思うが、それを経営委員会規則で定めることが許容されるのか。

厚生労働省 経営委員会規則の根拠としてGPIF法第5条の6第3項で「議事の手続その他経営委員会の運営に関して必要な事項は経営委員会が定める」となっており、議事の手続について経営委員会規則で定めて差し支えないと考えている。

委員 会社法上は、持ち回りは議を経ないので決議とは言わないという整理になって

おり、持ち回り決議は無効であるという最高裁の判例もある。その後、企業のグローバル化等もあって平成 17 年の会社法の制定時に書面決議という、ここで言う持ち回り決議の規定ができたが、定款で定める必要があるという立法的措置がとられている。なお、会社法上は書面決議と言っているが、決議ではないので「決議とみなす」という規定になっている。その場合も全員同意であることや、監査委員あるいは監査役の同意が必要であるなどの極めて厳しい条件を付している。それを GPIF に置きかえると、GPIF 法で経営委員会というのは議決によって意思決定をするという権限を与えられているが、議決ではない持ち回りという形での意思決定権限を与えられていないものと読むのが普通ではないか。法律にはない議決によらない意思決定は、GPIF 法上できないのではないかな。

執行部 日本銀行法では、議事の運営について、「この法律に定めるものを除くほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める」という GPIF 法と同じような規定がある。

議事の運営については定款にも定められていて、それに基づいて政策委員会議事規則が設けられている。そこでは緊急時の開催場所の特例として、必要やむを得ないと認めるときは電話会議その他の方法により会議を開催することができるとなっている。

委員 電話会議やテレビ会議といったものが議事なのかという議論はあるが、お互いに意見交換することが可能なので、それは議事だと見てよいと思っている。

本件は端的に言えば、議論なしにインターネットで同意、不同意だけを回答するということも可能になることだと思う。

電話でできるということを否定している訳ではないので、今の日銀の例は少し違うのではないかな。また、NHK ではどうしているのか。

日銀が実務的にどう運用しているのかわからないし、法律のたてつけも違うので、そう軽々に決められる話ではない。

執行部 執行部からの提案では、全委員が同意の意思表示があった場合のみ持ち回り開催ができるという縛りをかけている。

委員 もともと持ち回り決議あるいは書面決議というのは、合議体の議論を形骸化させるおそれがあるので極めて慎重に対応した経緯があり、すべからず持ち回りが可能としてしまうことが、この経営委員会を設立した趣旨との兼ね合いで適切かどうかよく考えたほうがよいのではないかな。

委員 日銀の場合は緊急時対応を常に強く意識しており、例えば 3. 11 などが起こった際に迅速に意思決定を行う必要があるが、委員を招集できない場合に対応するために、多分電話会議その他の方法として事実上持ち回りでもできるということが規定されているのだろうと推測している。

執行部 会社法を淵源とする場合には、法律の特則がなければできないという委員の御発言はそのとおりである。一方で、公法の世界では全員一致ということが原則だが、持ち回りで閣議、審議会等の決定が図られるということがよくある。

委員の御趣旨のように、全員一致という要件だけでよいのかという問題はあるが、追認方式も含め、経営委員会においては、第1回として既に持ち回り決議を行ったことを踏まえて御議論いただくとありがたい。

委員 10月1日が日曜日で経営委員会を開くのが難しかったので、1日から施行せざるを得ないものがあるので持ち回りにしたいという話だった。翌日の第2回経営委員会で追認するという形をとることによって、瑕疵が治癒されるという合わせ技でやむを得ない事態に対処し、法的にはぎりぎり許容されるという整理をしたと個人的には理解している。したがって、前例にはしないと理解している。

執行部 第2回経営委員会は報告事項とした。もし、経営委員会規則に定めるのであれば、「緊急を要する場合であって」という文言を加えることと、次回経営委員会で追認するという形でもう一回議決を取り直すことも加えてはどうか。

執行部 実際に緊急事態は生じるのか、生じるのであればどうしたほうがいいのか、日銀のような例を考えたほうがよいか、という議論かと思う。

具体的には、理事が交代する際には経営委員会の同意が必要であるが、理事の同意人事だけのために緊急招集をするのか、持ち回り決議とするのかというケースが考えられる。

そのようなケースは、経営委員会の同意後に人事として発表しているので、次回経営委員会で追認というわけにはいかない。持ち回りでもそこで議決をしたとする必要がある。

委員 これは問題が2つあると思う。そもそも持ち回り決議そのものを認めるかどうかという話と、仮に認めるとするならば、それは経営委員会規則で定めるのか、業務方法書で定めるのかその定め方の問題がある。今の発言は定めることの必要性についての一つの解釈である。

執行部 原則としては集まって議決するということだと思うが、緊急時、やむを得ない場合で、持ち回りをせざるを得ない特異なケースにどのように対処すればよいか。

どこで定めるかについては経営委員会規則で定める方法、厚生労働大臣の認可が必要な業務方法書の中に定める方法も両方あり得ると考える。

委員 まず緊急時、必要やむを得ざる場合に持ち回り決議、持ち回り開催を認めるかどうかということについてどのように考えるか。

委員 万やむを得ずというのをどういう範疇で置くのかは透明化しなければならないのではないかな。

1年数カ月やってきて、持ち回りでなければならないようなことは現実には起きなかった。レアケースとして認めるのか、あるいは普遍的に持ち回りを認めるのかということからすれば、その特化の仕方は難しいが、個人的には万やむを得ずというところに特化すべきと考える。

委員 個人的にはこの規定はあったほうがよいと思う。ビジネスコンティニュイティという観点からリスクを抱えている状況なので、それを緩和する意味でも非常に重要であり必要だと思う。民間企業のように株主総会が上位としてあるわけで

はないので、厚生労働省の規定がそれを排除するものでないとするれば、個人的には経営委員会規程で定めてもよいと思う。ただし、委員の御発言のとおり、明確性や透明性は重要であると思う。

委員 緊急時を想定すると、例えば経営委員長判断、あるいは経営委員長がつかまらないときは委員長代理の判断という形で定める方法もあると思う。ただし、それを経営委員会規則で定めるのか、あるいは上位規程である厚生労働大臣の認可の業務方法書に何らかの形で定めるかという問題は引き続き残る。

執行部 次回の議決に向けて、方向性について確認したい。書きぶりなどは工夫するが、緊急やむを得ない場合の持ち回り決議の道を開くような形で規程を整理する、その際に、経営委員会規則で定めるのか、業務方法書で定めるのかも含めて執行部で案を準備するということによいか。

委員 最終的には GPIF 法の解釈の問題にもなる。厚生労働省の責任ある書面なりの明確な回答がないと先には進めないと思っている。

厚生労働省 経営委員からの御指摘であるので、御指摘を受けて検討したい。

委員 会社法の領域での議論の根底には、決議というのは議を経て決するという意味があり、それは議を経ないで決することはできないという極めて単純なところから出ている。したがって、何も会社法と同じようにしろという議論ではないことはご理解いただきたい。

委員 厚生労働省は、次回の経営委員会で文書の形で見解を出してほしい。執行部は、厚生労働省の見解を踏まえて案を出してもらいたい。

厚生労働省 承知した。

(3)「業務方法書の変更について」

質疑等はなかった。

(4)「投資判断用データの収集・活用について(2)」

質疑等の概要は以下のとおりである。

委員 インハウス中心の公的年金は、費用が高くて IT 人材も豊富にいるのはわかるが、インハウスが少ない公的年金と比べて比例的に費用は高くなるのか、それとも同じなのか。

執行部 インハウスの比率が高い海外公的年金を見ると、インハウスのフロントシステムなど GPIF にはないものもあるが、それ以外のリスク管理ツールやデータを集約するためのシステムは同様に必要になるので、比例するということはないと思う。

委員 資料の中にあるシステム関連費用にイニシャルコストは含まれているのか。

また、オルタナティブは非常に複雑なものなので費用がかかるのはわかるが、現在の比率が全体の 1%未満という状況で、このような費用についてバランスがとれていると考えているのか。

執行部 資料の中にある海外年金はわからないが、GPIF については、中期計画期間である 5 年間のイニシャルとランニングの総コストを 1 年で平均したものである。

執行部 オルタナティブについては、確かに比率は低いが、リスク分析をするときに国別の状況や業種別の状況を法人全体として把握する必要があるため、どうしても階層の下データも集める必要がある。

理事長 オルタナティブについては、始めたばかりなので、まだ残高は少ないが、リスク管理として、きちんとどういうものを買ったか把握できるところまでシステムを揃える必要がある。最初はかなりお金がかかるが、今後残高を積み上げてそれほど増えないと考えている。

委員 インハウス比率が高い公的年金と低い公的年金では、余り差がないという回答があったが、確かにアプリケーションのシステムコストはあまり変わらないかもしれないが、インハウス比率が高い公的年金のほうが運用に従事している人が増えるので、対応する人が増えるだろうと思う。その分追加的なシステム費用や人件費がかかるという理解でよいのか。

また、データ・マネジメント・オフィス（DMO）について、どのぐらいの陣容、運営のコストを考えているかなど教えてほしい。

委員 データマネジメントの世界は、幾何級数的に需要が伸びている一方で人材が払底しており、人材を確保するのは簡単ではない。誰がどのように担っていくのかというのは極めて重要なポイントになる。

執行部 最初の質問については、御指摘のとおりであり、トレーディングシステムなどは日々のメンテナンスが必要になるし、月 1 回、データがきちんと整っていればよいというレベルのものではないので人のコストは相当かかると思う。また、海外年金はシステムについてもかなりの部分を内製化していると聞いている。GPIF の場合は、今の人数では内製化することはできないので、システムも人の部分もアウトソース費用がかかるが、内製化している海外年金はその分人件費がかかることになる。

執行部 DMO については、運用のこともデータのことも両方わかっていないといけませんが、両方わかっている人はなかなかいない。しっかりと確保できるよう取り組んでいきたい。

理事長 DMO については、来年度及び次期中期計画期間も非常に重要な位置づけになると思っている。DMO をつくるとなるとデータに詳しいエクスパートをイメージされると思うが、大きな役割としては、まず、自分たちの基盤、テクノロジーを正確に認識するとともに、法人の中での各部の利害調整を進めて、優先順位をつけて進めていくことが求められる。それに加えて、外部の受託業者なり運用機関と調整することも仕事になる。

信頼のできる、テクノロジーもわかる、ニーズもわかる業者をどう抱え込むかというのも一つのスキルになるが、よいところはコストも高くなるので、GPIF のリソースを考えながら、来年度、次期中期計画予算の中で御説明し、経営委員の

方々からも御意見をいただいて進めていきたい。

- 委員 オルタナティブの管理のために、多くのデータが必要だというのはその通りだと思うが、そうしたデータの面や管理のために必要なスタッフのコストまで考えた上で、オルタナティブ投資のウェートを現行の上限5%からどの程度上げるのかを考えないといけないのではないか。伝統的な資産運用と比較したときにオルタナティブがトータルとしてメリットがあるのかという判断が必要になると思う。
- 理事長 今の上限5%をもとに、いろいろな管理コストを引いても十分な利益があるのか、来年度までに方向感をまた御議論させていただきたいと思っている。その後、きちんとコスト対比でメリットがあるとわかった上で、今後オルタナティブをさらにどうするのか御議論いただけるよう執行部としても検討していきたい。

【報告事項】

(1)「次期基本ポートフォリオの策定について(2)」

厚生労働省及び委員から報告があった。

(2)「監査委員会活動報告(平成30年度第3四半期)」

質疑等の概要は以下のとおりである。

- 委員 業務監査及び監視については、業務監査計画を策定して今月から各部室長にインタビューを順次開始した。

契約審査会及び契約監視委員会については、契約審査のPDCAサイクルをより回すため、契約審査会での審議案件の結果報告を求めたところ、その後の状況報告が2回あった。その内容を踏まえて契約監視委員会を開催する予定である。

企画競争入札での複数の候補者から参考見積もりを取る手順については、指摘した事項が既に事務マニュアルに反映されている。

契約審査会における運用受託機関の選定除外に関する措置については、運用機関の報酬内容の妥当性等を第三者的立場から検証するなどの役割を投資委員会及び運用管理室の所掌として組織規程に規定する方向で執行部が案を策定している段階と認識している。

現行規程の点検プロジェクトについては、先ほど議論のあった投資委員会の議決について、執行部と協議し、なおかつ、厚生労働省年金局の見解も聞いた上で監査委員会の案を提示した。

(3)「来年度のESG活動報告の作成に向けて」

質疑等の概要は以下のとおりである。

- 委員 GPIFとして気候変動リスクのポートフォリオへの影響まで、来年度の段階で情報開示する必要はないのではないか。コストをかけてまで分析する必要はないの

ではないか。

執行部 気候変動については、分析の手法という面ではまだ発展途上にあるが、今年のダボス会議の報告書でもあったように、ポートフォリオのリスクを考える上で気候変動問題が長期には非常に大きなリスクになってきており、昨年より一歩前進した開示をしたいと考えている。

執行部 先ほどダボス会議の報告書について触れたが、ESG のリスクの中で最も影響が大きいリスクは気候変動であるというのは、コンセンサスになりつつある。GPIF としては、透明性の向上という観点からも、ESG の中でリスクとして明確に認識されているものの中でグローバルにシナリオ化が検討されているものについては、何らかの準備をして、きちんと評価していきたいと考えている。

実際どういうものができるかはわからないが、今の段階では手作業でやっても、開示に値するようなものはできないため、外部委託したいと考えている。

委員 気候変動リスクについて、まだ GPIF の運用に対してリスクになると明確にされていないと理解しているので、ある程度わかるように説明してほしい。

執行部 そのためにも今回の外部委託を行いたいと考えている。GPIF はユニバーサルオーナーであり、かつ長期投資家であるので、今回のダボス会議の報告書のなかで気候変動やシビアウェザーが発生可能性でもインパクトでもトップのリスクに上げられていることは無視できない。数値化ができないとコンセンサスもできないので、今回、数値化の作業に取り組みたいと思っている。

理事長 ほとんどの海外年金は気候変動を考慮した運用をしており、気候変動をリスクとして認識しないというのはおそらくなく、認識した上でどの程度のコストをかけて研究する、あるいは情報開示するということだろうと思っている。イギリスやオランダの金融監督当局は銀行に対して気候変動を含む環境変動のリスクを考慮した経営を行っているか監督するように踏み込んでおり、日本の金融庁も参考にする動きがあり、銀行ですらそれを考えざるを得ないというところまで来ているので、GPIF としては気候変動をどう位置づけるかというよりも、気候変動を認識した上でどう管理するかというレベルでの開示が必要ではないかと思っている。

委員 海外のアセットオーナーは考慮して経営しているとのことだが、情報開示もしているのか。

執行部 ポートフォリオにおける温室効果ガス排出量などは、すでにかんがりの海外公的年金で開示している。ただし、シナリオ分析については、まだ一部の先進的な年金の取り組みになっているので、GPIF としては、まずはポートフォリオにおける温室効果ガス排出量の開示をより充実させ、気候変動シナリオベースの影響分析もできれば取り組みたいと考えている。

委員 GPIF のポートフォリオはパッシブ中心なので、個別に分析してもらうのではなく、一般的なレポートを引用すれば、全体的な影響の説明としては十分ではないか。

気候変動が重要なリスクであることはわかるが、それを管理できるかはまた別

の問題であり、開示にコストをかける必要はないのではないかと。

理事長 ESG の環境指数については、特にカーボンエミッションがより効率的なところにウェイトを置いて投資すると宣言して、GPIF 独自の環境指数をつくって公表して投資しており、例えばパッシブが多くても、きちんとした気候変動リスクを把握する必要があると思っている。

ただし、どの程度効率的にするべきかは御意見をいただきながら進めていきたいと思っているし、折に触れ基本的な問題についても御議論いただきたいと思っている。

委員 これまでも何度か GPIF としてどのように ESG に取り組むか経営委員会の場でも議論してきたが、環境もどんどん動くし、なかなか理解するのが難しいので、課題が出てくる都度、基本的に経営委員会としてどう判断するのかという議論していきたい。また、ESG について経営委員会としてどういうスタンスで臨むのかについても、議論する機会があるので、その場で整理したいと思う。

(4)「業務執行状況報告（平成 30 年度第 3 四半期）」

質疑等の概要は以下のとおりである。

委員 資産配分比率についてはかなりの時間をかけて議論されているので、その背景にある考え方などを今後も四半期ごとに報告いただきたい。

委員 ESG については理事長から報告のあったとおりだと思うが、一方で 150 兆円を超える資産を運用するにはどうしてもインデックス運用が中心になる。市場がある程度以上に効率的であれば、市場の時価総額には ESG の問題を反映した価格がついているはずなので、インデックス運用をしていけば ESG も織り込むことになるので、そんなに ESG、ESG と言う必要があるのかよくわからない。

理事長 GPIF は間接的に上場株式のほぼすべての株主になっているので、少なくとも環境問題も含めた ESG リスクなどの世界的な課題について何か起こればもっとも大きな影響を受けることになる。ただし、御指摘のとおり、どの程度の経費をかけてやっていくのか、バランスをとった御議論をしていただければありがたいと思う。

委員 GPIF がどこまで ESG に関与すべきかについては、いろいろな意見があるし、その判断はそれぞれ違うのではないと思う。経営委員会で議論を尽くして、その結果としてこうなりましたというプロセスをきっちり踏むということだけが論拠になると思うので、また今後もいろいろな機会でも議論をする必要があると思う。

DMO を含めた今後のシステム投資については、前にも発言したように、少なくとも私にはその可否を判断する能力がない。できれば第三者機関の評価を得るなどの工夫がないと、議論するのが難しいのではないかと。他の海外公的年金の実態を調べることは大切だが、海外がこうだから我々はこうだと直線的に評価できるわけではない。そういうものがあるかないかよく分らないが、工夫ができるのであ

れば検討してほしい。

執行部 インデックス運用をしていれば ESG も織り込まれているという御意見は、ESG ファクターと市場の効率性というよりも、そもそもアクティブ運用に意味がないという御意見の延長線上にあるのではないかと思う。GPIF は平均としてはアクティブがパッシブに勝てていないという認識をしつつも、アクティブ運用によってアルファを得ることができるとの信念を持ってマネジャーを選択してポートフォリオを構築しているので、もし根本的な疑念があるということであれば、その点については慎重な議論が必要だと思う。

また、市場イコール一つのインデックスとは捉えていないので、スマートベータや ESG インデックスの活用によって、市場よりもよりサステナブルなポートフォリオにしようという意思を持って取り組んでいる。

【その他事項】

議事録の作成及び議事概要の公表（12 月 17 日開催分）について承認を得た。

以上